第五条の三第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項から第十項までを削り、同条第十一項中「第十条第八項第一号」を「第十条第六項第一号」に改め、同項第二号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　法第十条第六項第二号に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同条第一項から第四項まで並びに法第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の四第三項、第十条の五第一項から第三項まで、第十条の五の二第三項及び第四項、第十条の五の三第一項、第十条の五の四第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定、所得税法第九十五条及び第百六十五条の六の規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の四第四項の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

8　法第十条第六項第四号に規定する政令で定める中小事業者は、常時使用する従業員の数が千人以下の個人とする。

第五条の三第十二項中「第十条第八項第三号」を「第十条第六項第五号」に改め、同項第三号中「特別試験研究機関等」を「この項」に、「この号、第三号及び第五号」を「特別試験研究機関等」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　国立研究開発法人

第五条の三第十二項第二号中「この号、次号及び第六号」を「この項」に改め、同項第三号中「特別試験研究機関等」を「特別研究機関等」に、「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に、「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に改め、同項第五号中「特別試験研究機関等」を「特別研究機関等」に改め、同項第七号中「特定中小企業者」を「特定中小企業者等」に、「第十条第四項に規定する中小企業者」を「第十条第六項第四号に規定する中小事業者」に、「第四十二条の四第十二項第五号」を「第四十二条の四第六項第四号」に、「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「のうち、試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすものをいい」を「次号において「中小事業者等」という。」、法人税法別表第二に掲げる法人その他試験研究を行う機関として財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等」に、「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に、「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に、「及び当該個人」を「、当該個人」に改め、「ある法人」の下に「及び当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等」を、「この号」の下に「及び次号」を、「同じ。」の下に「のうち試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすもの」を加え、同項第八号中「独立行政法人医薬基盤研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に、「第十五条第二項」を「第十五条第一項第二号」に、「交付の」を「交付を受けてその」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）からその有する知的財産権（法第十条第六項第五号に規定する知的財産権をいう。以下この号において同じ。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究で、当該特定中小企業者等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該知的財産権の設定又は許諾の期間及び条件、当該個人が当該特定中小企業者等に対して支払う当該知的財産権の使用料の明細（当該試験研究の進捗に応じて当該知的財産権の使用料を支払う場合には、その旨を含む。）その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第五条の三第十二項を同条第九項とし、同条第十三項中「第十条第八項第三号」を「第十条第六項第五号」に改め、同項第一号中「第八号」を「第九号」に、「第十条第八項第一号」を「第十条第六項第一号」に改め、「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「第十一項第三号」を「第六項第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前項第八号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る試験研究費の額のうち同号の特定中小企業者等に対して支払う同号に規定する知的財産権の使用料の額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの

第五条の三第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「第十条第六項」を「第十条第四項」に、「同条第八項第六号」を「同条第六項第六号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第十条第六項」を「第十条第四項」に、「同条第八項第七号」を「同条第六項第七号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「第十条第八項第八号」を「第十条第六項第八号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「第十条第八項第八号」を「第十条第六項第八号」に、「第六項」を「第四項」に、「同条第八項第八号」を「同条第六項第八号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「第四項、第十四項第二号、第十七項」を「第十一項第二号、第十四項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第五条の三の二を削る。

第五条の四第一項中「第十条の二の二第一項第一号イ」を「第十条の二第一項第一号イ」に、「次に掲げる認定発電設備で」を「太陽光を電気に変換する認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備をいう。以下この項において同じ。）でその出力が十キロワット以上であるもののうち」に改め、「又は風力」を削り、「とする」を「とし、法第十条の二第一項第一号ロに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、風力を電気に変換する認定発電設備でその出力が一万キロワット以上であるもののうち風力の利用に著しく資するものとして財務大臣が指定するものとする」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第十条の二の二第一項第一号ロ」を「第十条の二第一項第一号ハ」に改め、同条第三項中「第十条の二の二第一項第一号ハ」を「第十条の二第一項第二号」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第十条の二の二第一項第二号」を「第十条の二第一項第二号」に改め、同条第七項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第十条の二の二第四項」を「第十条の二第四項」に、「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第十条の二の二第八項」を「第十条の二第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第十条の二の二第一項」を「第十条の二第一項」に改め、「同条第一項第一号イ」及び「同号イ」の下に「又はロ」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第五条の五の見出し中「中小企業者」を「中小事業者」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第五条の五の次に次の一条を加える。

（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の五の二　法第十条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が二千万円（法第十条第六項第四号に規定する中小事業者にあつては、千万円）以上のものとする。

2　法第十条の四第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の四第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。